(趣旨)

第1条 この規則は、かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例(令和6年かつらぎ町条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (近隣住民)
- 第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる ものとする。
 - (1) 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物の所有権、 借地権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
 - (2) 太陽光発電設備の設置に伴い自然環境、生活環境、景観等の保全 上又は災害発生の防止上影響を受けるおそれがあると町長が認める 町内会・自治区
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施に伴い影響を受けるおそれがあると町長が認める者

(事前協議)

- 第4条 条例第6条の規定に基づく事前協議の申出は、太陽光発電事業 に関する事前協議申請書(様式第1号。以下「事前協議申請書」とい う。)を町長に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の事前協議申請書に添付する書類は、別表のとおりとする。 (太陽光発電事業の設置等に関する計画の内容の説明)
- 第5条 条例第7条の規定による近隣住民への説明は、次に掲げる条件 を満たす説明会を開くことその他町長が適当と認める方法により行わ なければならない。
 - (1) 公民館その他の集会施設において行うこと。
 - (2) 町内会・自治区の区域ごとに1回以上行うこと。
 - (3) より多数の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。
 - (4) 事業計画の説明を行うことについて、印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。
 - (5) その求めがあったときは事業計画又はその概要を記載した書面が 提供されること。
 - (6) 説明の方法が近隣住民の理解を深めるよう配慮されたものであること。
 - (7) 説明会の終了後、速やかにその状況を町長に報告すること。
- 2 前項の規定による説明のほか、太陽光発電事業実施者は、近隣住民

より疑義等が生じたときは、自らの責任において誠実に対応しなければならない。

(事業計画の届出)

- 第6条 条例第8条第1項の規定による事業計画の届出は、太陽光発電 設備の設置に関する事業計画書(様式第2号)によるものとする。
- 2 条例第8条第1項に規定する近隣住民への説明の実施状況を記録した書類は、住民説明等実施記録(様式第3号)によるものとする。 (事業計画の公表)
- 第7条 条例第9条に規定する事業計画の公表は、インターネットその 他の情報通信技術を利用する方法その他町長が適当と認める方法によ り行うものとする。

(着手届)

第8条 条例第10条の規定による届出は、太陽光発電事業工事着手届 (様式第4号)によるものとする。

(完了報告書)

第9条 条例第11条の規定による報告は、太陽光発電設備設置工事完 了報告書(様式第5号)によるものとする。

(変更協議)

- 第10条 条例第12条第1項の規定による変更の協議の申出は、変更 協議申請書(様式第6号)を町長に提出することにより行うものとす る。
- 2 前項の変更協議申請書に添付すべき書類は、その変更内容により町長が必要と認める書類とする。
- 3 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更 は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 太陽光発電設備の発電出力を増加する変更
 - (2) 事業区域の面積の変更
 - (3) 太陽光発電設備の工事内容の変更
 - (4) 擁壁、排水施設その他の災害の発生防止上重要な施設又は工作物の新設若しくは廃止又はこれらの位置若しくは構造の著しい変更
 - (5) 変更内容が環境の保全上又は災害の発生防止上著しい影響を及ぼ すおそれがある変更
 - (6) 太陽光発電事業実施者又は設置者若しくは管理者に関する事項の 変更

(廃止の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による太陽光発電事業の廃止の届 出は、廃止届(様式第7号)によるものとする。

(立入検査の証明書)

第12条 条例第15条第2項の証明書は、かつらぎ町太陽光発電設備

の設置に関する条例第15条第2項の規定による証明書(様式第8号)によるものとする。

(勧告の公表)

- 第13条 条例第16条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信技術を利用する方法その他町長が適当と認める方法により行うものとする。
 - (1) 条例第16条第1項の規定による勧告の年月日
 - (2) 前号の勧告を受けた太陽光発電事業実施者の氏名及び住所(法人 その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる 事務所の所在地)
 - (3) 第1号の勧告を行った理由
 - (4) 講ずべき措置の内容

附則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事前協議申請書 添付図書

- 1 位置図
- 2 現況図
- 3 求積図
- 4 土地利用計画図
- 5 計画平面図及び計画断面図
- 6 排水施設計画平面図
- 7 太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流失若しくは太陽光 発電設備の破損等による災害の発生を防止するために講ずる措置の概 要
- 8 太陽光発電設備から生ずる振動、騒音、反射光等による事業区域の 周辺の環境への影響を防止するために講ずる措置の概要
- 9 太陽光発電設備の維持管理の方法の概要
- 10 太陽光発電設備の解体及び撤去に関する処理方法並びにそれに要する費用の見積り
- 11 10 の費用を確保するために講ずる措置の概要
- 12 公図(写し)
- 13 土地等の登記事項証明書(写し)
- 14 事業区域内土地所有者一覧表
- 15 隣接土地所有者等一覧表
- 16 近隣住民への説明会等の実施計画の概要
- 17 その他町長が必要と認める書類

太	陽光発電	[事	業に関す	る事	前協	議申請	書		
							年	月	日
(あて先)かつらぎ町長									
			申請	 人信	主所				
			申請	 人日	七名				
				先電話					
				4者月					
かつらぎ町太陽光発電	設備の設	滑に				の規定	に基づき	前協調	歳を 由
請します。	M 17 10	, <u>p.</u> (•	-127 07	< D 1 2	15 0 20	· • > /9L/C		ים כענען נינו י	K C 1
		住戶	诉						
設置者(申請者と異なる場合)		氏							
管理者(申請者と異なる	場合)	住戶							
		氏名							
事業区域		(所在地)かつらぎ町							
		1)	面 積)	面 積) m ² (公募 ・ 実測)					
設備の概要			構造						
以州少州安		発電出力					k	W	
	宅地	i	農地		山林		その他		H
土地の現況		m²		m²		m²	m²		m²
	-		着手	予定	日		年	月	日
設置工事の概要	5		完了一	完了予定日			年	月	日
		※ J	以下、町	記入	欄				
【備考欄】							受付	护印	
【事前協議完了日】	年		月		日				

[※]添付図書は別表のとおりです

太陽光発電設	:備の設置	に関する	事業計画書

年 月 日

(あて先) かつらぎ町長

事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号 担当者氏名

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第8条の規定に基づき、事業計画を届け出ます。

九果老	(住所)			
設置者	(氏名)			
管理者	(住所)			
1 生 生 生 生 生	(氏名)			
車茶区村	(所在地)かつらぎ町			
事業区域	(面積)	m^2	(公募	実測)
工事概要	(着工予定日)	年	月	П
工事似安	(完了予定日)	年	月	П
設備の概要	(構造)			
以間の扱安	(発電出力)	k	x W	

保守点検及び維持管理にかかる計画

事業終了後の撤去及び処分の方法等

その他

受付印	
-----	--

住民説明等実施記錄	剋明等実施記	己録
-----------	--------	----

年 月 日

(あて先) かつらぎ町長

事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり住民説明を行いました。

正以前のですっていること。	
事業区域の所在地	かつらぎ町
説明した近隣住民の氏	
名及び事業区域との関	
係	
説明の方法	
説明の状況	

【町記入欄】

備考	

太陽	光	谿	雷	事	業	T	事	着	丰	届
^\ \ %/J	ᄼᄔ				\sim	_		/8	J	/ 🗆

年 月 日

(あて先) かつらぎ町長

事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

工事着手年月日	
事業計画受付番号	
事業計画受付日	
事業区域の所在地	
工事坛工类学	(氏名)
工事施工業者	(連絡先電話番号)
備考	

※添付書類・・・事業計画届出書の写し、位置図、計画平面図

太陽光発電設備設置工事完了報告書			
	年	月	E

(あて先) かつらぎ町長

事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

工事完了年月日	
事業計画受付番号	
事業計画受付日	
事業区域の所在地	
工事施工者	(住所)
	(氏名)
	(連絡先電話番号)
備考	

	変更協議申請書				
			年	月	日
(あて先)かつらぎ	`町長				
	申請者住所				
	申請者氏名				
	連絡先電話番号				
	担当者氏名				
かつらぎ町太陽光	発電設備の設置に関する条例第12	2条の規	定に基づき、	、変更協	協議を
申請します。					
事業区域の所在地					
	変更前		変更後	3	
変更の内容					
変更理由					
发 史垤田					
	※以下、町記入欄				
【備考欄】			受	付印	

	廃止届				
			年	月	日
(あて先) かつらぎ町長					
	届出人住所				
	届出人氏名				
	連絡先電話番号				
かつらぎ町太陽光発電設	帯の設置に関する条 値	列第13条の規	見定に基づき、	次のと	お
り太陽光発電設備を廃止し	ますので届け出ます。				
設置者	(住所)				
	(氏名)				
事業区域の所在地					
<u> </u>	年		日		
発電設備の撤去及び処分					
に係る計画の概要					
※以下、町記入欄					
【備考欄】			受付印		

(表)

第 号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第15条第2項の規定による証明書

写 真

職名および氏名

生年月日

年 月 日交付

かつらぎ町長 ⑩

(裏)

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

- 第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画を提出した太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。